

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

| 告 示       | ページ           |
|-----------|---------------|
| ○保安林の指定予定 | (丹後広域振興局) 545 |
| ○公共測量の実施  | (用地課) 546     |
| 公 告       |               |
| ○道路の位置の指定 | (乙訓土木事務所) 〃   |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| ○都市計画法に基づく工事完了     |     |
| (乙訓土木事務所、山城北土木事務所) | 546 |

### 公 安 委 員 会

|                  |   |
|------------------|---|
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | 〃 |
|------------------|---|

## 告 示

### 京都府告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年8月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

宮津市字中野小字屋倉谷1から4まで、字国分小字矢蔵谷18から21まで、22の1、22の2、23、24、10001、10002、10224、字溝尻小字西山10012、10013（次の図に示す部分に限る。）、字小松小字矢蔵谷6、6の2、7、10001、10002

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字国分小字矢蔵谷22の1・10002・10224・字溝尻小字西山10012・字小松小字矢蔵谷6・6の2・10001（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

宮津市字岩ヶ鼻小字犀尾坂465、小字犀谷坂482、小字犀ノ尾466、小字犀谷向472、小字犀谷468から470まで、471の1、471の2、474から481まで、483から487まで、499、536、537、10091、小字犀谷道上538

#### (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第397号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である宮津市長から通知があった。

令和7年8月5日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
- 宮津市由良地区の一部
- 2 測量の期間
- 令和7年7月17日から令和8年3月31日まで
- 3 測量の種類
- 公共測量（基準点改測）

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和7年8月5日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定番号   | 指 定<br>年月日    | 所管土木<br>事務所名 | 道路の位置                | 道路の<br>延 長 | 道路の<br>幅 員       |
|--------|---------------|--------------|----------------------|------------|------------------|
| 乙第643号 | 令<br>7. 7. 23 | 京都府乙訓土木事務所   | 長岡京市久貝二丁目308の1、308の3 | m<br>16.1  | 最小 6.0<br>最大 6.0 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年8月5日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
- 長岡京市天神四丁目319の一部、320の一部、331の2、333の1の一部、333の4、333の5、335の3、市有地
- (関連区域)
- 長岡京市長法寺川原谷19の1の一部、21の10の一部、天神五丁目111の一部、市有地

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
- 向日市上植野町落堀17の1
- 四辻木材興業株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
- 八幡市橋本尻江4の47、13、14の9の一部
- (関連区域)
- 八幡市橋本尻江4の9の一部、12の4、12の7、14の2の一部、43の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
- 奈良市三条大路一丁目10の50 協栄ビル
- 株式会社協栄ホーム

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第125号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年8月5日  
京都府公安委員会  
委員長 在 田 正 秀

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

| 区 分                                 | 種別     | 実 施 期 間                                                                    | 定員     |
|-------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。） | 新規取得講習 | 令和7年9月10日（水）から令和7年9月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の6日間  | 30人    |
|                                     | 追加取得講習 | 令和7年9月16日（火）から令和7年9月18日（木）まで（実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の3日間 | おおむね5人 |

- 2 講習場所
- 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

## 3 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、2 号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)の ア から オ までのいずれかに該当するものに限る。

## 4 受講申込みの手続

## (1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

## ア 受付期間

令和 7 年 8 月 12 日（火）から令和 7 年 8 月 14 日（木）まで（受付時間は、午後 1 時から午後 5 時までとする。）とする。

## イ 申込先等

## (ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課

許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

## (イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

a 受けようとする講習の種別

b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称

c 連絡先電話番号

d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

## ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時までに、電話により行う。

## (2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

## ア 提出期間

令和 7 年 8 月 25 日（月）から令和 7 年 8 月 27 日（水）まで（提出時間は、午前 9 時から午後 3 時 30 分までとする。）とする。

## イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前 6 箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1 通

(イ) 3 の(1)の ア から オ までのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 3 の(1)の ア に該当する者

2 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各 1 通

b 3 の(1)の イ に該当する者

1 級検定の合格証明書の写し 1 通

c 3 の(1)の ウ に該当する者

2 級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各 1 通

d 3 の(1)の エ に該当する者

旧 1 級検定の合格証の写し 1 通

e 3 の(1)の オ に該当する者

旧 2 級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各 1 通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、2 号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1 通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1 通

## ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

## エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によ

ることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習 38,000円

イ 追加取得講習 14,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都  
経済センター 4 階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事  
務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）